

## 1. はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71条）に基づき、当校では、児童生徒によるいじめの防止並びにその対応について次の通り方針を定めるものとする。

## 2. 基本理念

- (1) 「いじめ」を「**在籍する児童に対して、在籍する児童及び一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの**」と定義する。
- (2) 「いじめはどの子どもにも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組まねばならない。
- (3) 「いじめは、どのような場合であっても人間として絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害である」という認識をもち、毅然とした態度で対応及び指導をする。
- (4) 教職員は、普段から「いじめは絶対に許さない」という確固たる信念をもち未然防止に努めなければならない。
- (5) 教職員は、児童の「いじめ」について常に敏感であり、早期発見に努めなければならない。
- (6) 教職員の言動や行為がいじめの助長につながることを自覚し、言動や行為には十分配慮しなければならない。
- (7) ひとたび「いじめ」が発生または、発見された場合には、迅速に対応し、その解決に最善を尽くさねばならない。

## 3. 未然防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動や体験活動の推進を通して、児童の社会性を育むとともに、豊かな情操を培う。
- (2) 児童一人一人の良さや個性を認め、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (3) 学級担任は、学級経営の充実に努め、児童にとって居心地のよい学級づくりに努めるとともに、常に児童一人一人の表情や言動には注意を払い、小さな変化を見逃さない。
- (4) 教員は、授業の質を高める努力をし、すべての子どもに「できた」「わかった」という喜びが味わえるように常に授業改善に努める。
- (5) 教職員は、すべての子どもにとって自己決定力や自己有用感を高めることができるような生徒指導の一体化を図る視点からの授業改善に努める。
- (6) 道徳や学級活動の時間を使って児童自らがいじめについて学ぶ機会を設ける。

- (7) ソーシャルスキルトレーニングやピアサポートを年間計画に位置付け、確実に実践することで他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (8) 情報モラルについて学ぶ機会を設け、情報化社会に必要なマナーについて学習する機会を設ける。
- (9) 週2回児童状況報告を行い、児童の現状に関する情報をリアルタイムで共有する。
- (10) 学校生活アンケートを年3回行い、管理職を含む複数人によりチェックを行う。
- (11) 学級担任は、ほっとハート週間(児童との面談)を活用し、共感的な態度で接することで一人一人の思いや悩みに寄り添う努力をするとともに、児童や保護者からの相談には誠意をもって対応する。
- (12) たより等を通じて地域や保護者に対して「いじめ防止」を訴えることで、連携協力を図る。
- (13) いじめに関する校内研修を実施し、全教職員の共通認識を図る。

#### 4. 発生時の対応

- (1) いじめが発生した場合には、迅速かつ丁寧な対応を基本とする。
- (2) いじめを発見もしくは通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対応ミーティングにおいて、いじめ対応メモを活用し、速やかに組織的に対応する。いじめ対応メモ及び記録は児童の卒業後5年間保管する。
- (3) 校内いじめ対応ミーティングは校長・教頭・生徒指導主任・担任で組織され、解決に向けた対応をする。
- (4) 必要とされた場合は、いじめ対応ミーティングにおいて対策委員会を実施する。
- (5) いじめが発生した場合には、中立的な立場で客観的な事実を収集し、それに基づいて対応する。事情聴取をする場合には、児童の個人情報やプライバシー等に十分に配慮する。
- (6) 重大事態につながる恐れのある事案と認められた場合は、新潟市教育委員会をはじめとした関係機関との連絡や連携をとりながら解決に当たる。
- (7) いじめが解消したとみられる場合においても、その後の経過観察や定期的な面談を行い、長期的な視野で解消の有無を判断する。

#### 5. いじめ防止に関わる年間活動

- (1) 家庭確認 4月中旬
- (2) 児童理解の会 5月下旬 2月下旬
- (3) 学校生活アンケート(いじめ状況調査) 6月 11月 2月
- (4) ほっとハート週間 7月 12月 2月
- (5) 児童に関する情報交換およびミニ研修 毎週月曜日、木曜日
- (6) いじめに関する職員研修(含 道徳) 8月